

令和7年1月28日

関東管内

荷主・物流事業者 各位

国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課

### 改正物流法に関する説明会について

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省及び関東運輸局では、令和7年4月から施行される改正物流法に関する説明会を下記のとおり開催します。

つきましては、この機会に是非ご参加いただき、4月から適切にご対応いただくとともに、今後の業務にお役立ていただけましたら幸いです。

記

#### ○トラック運送事業者向け説明会（国土交通本省・関東運輸局・全日本トラック協会共催）

**\*荷主企業向けには3月10日（月）に東京都トラック総合会館で開催（次ページ参照）**

##### 1. 日時・会場

令和7年2月20日（木）14:00～16:00

関東運輸局 横浜第二合同庁舎16階会議室 +オンライン（Microsoft Teams）

~~（現地参加定員50人まで、オンライン1,000人まで）~~ **※現地参加は定員となりました。**

##### 2. 説明内容

改正内容やトラック運送事業者等に新たに課せられる新たな規制的措置のポイントについて、法施行の背景を踏まえてご説明

〔 法改正の背景、概要、書面交付の義務化、実運送体制管理簿・下請情報通知、健全化措置・運送利用管理規程・運送利用管理者、荷待ち時間等記録義務付け対象の拡大、Q&A、物流効率化のための荷主・物流事業者が取り組むべき措置やその判断基準など 〕

##### 3. 申し込み方法、締め切り

2月17日（月）までに、以下の連絡先まで申込み下さい。

\*申込みの際には、「現地参加、オンライン参加の別」、「申込者情報（お名前、会社名、連絡先）」、をお知らせください。

\*なお、先着順になりますので、現地参加枠の上限に達した場合、オンライン参加をお願いする場合がございます。予めご了承くださいますようお願いいたします。

\*また、当日も質疑応答の時間が設けられますが、改正法等の内容についてご不明な点があれば、あわせて質問事項をお知らせください。

申込先 [ktt-kamotsuka@ki.mlit.go.jp](mailto:ktt-kamotsuka@ki.mlit.go.jp) または [FAX: 045-201-8802](tel:045-201-8802)

問合せ先 関東運輸局自動車交通部貨物課山口・大島 [TEL: 045-211-7248](tel:045-211-7248)

○荷主向け説明会（関東運輸局・関東トラック協会・関係省庁の共催）

\*物流事業者（倉庫・トラック）も参加可

1. 日時・会場

令和7年3月10日（月）13：30～16：15

東京都トラック総合会館7階大会議室

東京都新宿区四谷3丁目1-8 + オンライン（Zoom）

2. 説明内容（予定）

①改正法関係（法改正の背景を踏まえ、荷主・物流事業者（倉庫、トラック）に新たに課せられる新たな規制的措置のポイント等）

②物流・トラックGメンの取り組み等

③労働局の取り組み、ベストプラクティス企業の紹介等

④公正取引委員会の取り組み、下請法改正の検討の方向性等（物流関係）

3. 参加申込み等

現地参加定員100人・オンライン参加500人 先着順となります。

3月3日（月）までに下記URLまたは二次元コードから事前申込シートにアクセスし、入力のうえ、同ページにある申込み先メールアドレスまで送付をお願いします。

なお、参加費は無料です。

事前申込シート：<https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/content/000342004.xlsx>

4. 参考

令和7年2月5日（水）プレスリリース

物流の2024年問題に関する説明会を開催します！

<https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/content/000342014.pdf>

